

## むさしのエコreゾート貸出ルール案

1	貸出の前提	公有財産管理規則により、使用の許可申請が必要になる。許可基準を満たすこと⇒許可証の交付をもって使用できる	
		行政財産使用料条例により使用料が発生するが、一定の条件で減免とする。	
		上記を満たすため、あらかじめ団体（個人）登録し、申請・許可・減免を受けることを想定。	
		1階は間仕切りがないので、音の環境について理解があること	
		音響や映像設備の貸し出しも、同様の条件が必須	
2	使用許可事業	武蔵野市民に対する環境啓発活動	
		市民や団体の環境活動	
		その他	
3	団体登録	武蔵野市在住・在学・在勤の市民活動団体	
		武蔵野市に拠点を置く団体・事業者	
		武蔵野市外に拠点を置く団体・事業者	
4	貸出する場所	1階	フリースペース（部分貸出可）
			ものづくり工房（部分貸出のみ可）
			スタディルーム
			カフェスペース
		2階	アーカイブ
5	貸出単位	午前9時30分から午後1時	
		午後1時から5時	
		最長1週間	
6	貸出制限	1団体1ヶ月2回まで	
		上記以降は、空室状況により柔軟に対応	
7	申込期間	使用日の2か月前の月の15日まで申込	
		重複した場合は抽選（公開）	
8	優先予約	市及び財政援助出資	前年度の決めた月
		登録団体	6か月前
		重複した場合は市で調整する	